

Title	フランソワ・ジェニーの法理論とその現代的意義( Abstract_要旨 )
Author(s)	村尾, 太久
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2019-03-25
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/doctor.k21506">https://doi.org/10.14989/doctor.k21506</a>
Right	学位規則第9条第2項により要約公開; 許諾条件により要約は2020-03-20に公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	村尾 太久
論文題目	フランソワ・ジェニーの法理論とその現代的意義		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、フランスの法思想家であるフランソワ・ジェニーの法理論に対し、隣接法分野の知見をも参照しつつ検討を加え、さらには彼の理論の現代的意義も視野に収めることによって、同国の司法及び法学界における法的判断の生成に関する理論展開の過程の一端を、主として法学や法認識の科学性の観点から、法思想というよりもむしろ法学方法論の文脈に即して、明らかにしようとするものである。</p> <p>第1章では、本論文の研究目的及び方法並びに論文中で用いられる用語の意味が示された上で、各章の内容が前もって概観され、さらにジェニーの法理論に関するわが国における先行研究がいくつかの類型に分けて検討される。</p> <p>第2章では、私法学者ユジェヌ・ゴドゥメとジュリアン・ボンヌカーズが各々行った民法典成立時の1804年から20世紀初頭頃までのフランスの法理論の時代変遷に関する整理を取り上げ、注釈学派から科学学派へと至る私法解釈方法論の展開を彼らがどのように捉えたかについて、両者の見解の細部の違いにも注意しつつ検討を加えることによって、ジェニーの属する科学学派のフランス法学における時代的な位置づけが確認される。</p> <p>第3章では、ジェニーの思想的基礎を探るため、オーギュスト・コントやエミール・デュルケムらが社会学の方法論として展開したエピステモロジとアンリ・ベルグソンの事物の本性に関する認識論がそれぞれどのようなものであったかを確認した上で、主著『実定私法における解釈方法と法源』及び『実定私法における科学と技術』に基づき、ジェニーの法理論の特徴が明らかにされる。すなわち、前者の著書においてジェニーは、法的要素を誇張し論理的抽象性を濫用するという点で注釈学派の見解は誤りであるとした上で、制定法の他に、一定の要件を満たす慣習法や権威・伝統と、制限なく科学的な方法により実在的事物の本性を探る「科学的自由探求」を法源に加える。他方、後者の著書において彼は、社会的生活関係の客観的諸事実の科学的探究という仕方による自然法の認識により実定法の内容が補われるとみた上で、このような仕方で見出された自然法を人間の実生活において適用可能なものにするための一種の技術として推論・擬制・法的構成などを捉える。</p> <p>第4章では、ジェニーの法理論に対するこれまでの評価において、彼を自由法運動の先駆者とみる見方が一般的であったのに対し、彼の科学的自由探求による法の基礎づけ理論についてはほとんど研究対象とされてこなかったとして、ジェニーの見解を彼と同時代の法学者であるレイモン・サレイユ及びレオン・デュギーのそれと比較することにより、ジェニーのいう科学性がどのような意味をもつかが検討される。まず、ジェニーと同じく科学学派に括られるサレイユとの対比においては、裁判官の恣意性の排除を重視するサレイユが、法源を制定法に限定するなどした上で比較法の成</p>			

果を制定法解釈に活かすという趣旨で科学性を理解していたのに対し、ジェニーは裁判官の科学的で自由な法探求の意義を説いており、科学性について両者の見解には違いがあるとされる。また、ジェニーと同じくエピステモロジの方法論に立脚するデュギーとの対比では、デュギーが法の根源を社会連帯に求めることによりデュルケムの系譜に立ち、徹底した反形而上学の路線にあるのに対し、ジェニーはベルクソンの認識論を独自に解釈して下敷きとしつつトマス主義の認識二元論の立場をとるがゆえに、自然法論的な側面も持っているとして、両者の考える科学性の方法論上の微妙な違いが指摘される。

第5章では、今日におけるジェニーの法理論の再評価の動向として、2013年にフランスで刊行された論文集『フランソワ・ジェニーの法思想』の冒頭に掲載されたピエール＝イヴ・ゴティエの論稿に依拠しつつ、①ジェニーの科学的自由探求の方法やその法源論が19世紀末から20世紀初頭のリアリズム法学下のアメリカの法理論と実務に影響を与えたこと、②かつてフランスの支配を受けたことにより今なおその影響の残るアメリカ合衆国ルイジアナ州の司法実務において現在もジェニーの法解釈方法論の影響があるのが伺えること、③憲法院・欧州人権裁判所・欧州司法裁判所の実務にもジェニーの方法論の影響が見受けられること、以上3点が示される。

第6章では、かつてのジェニーと同様にエピステモロジを方法論的基礎としつつ法科学の復権を図ろうとする現代の二人の論者としてクリスティアン・アティアスとジャン＝ルイ・ベルゲルの理論を取り上げ、ジェニーの見解との異同も視野に入れつつ、簡略にはあるが両者の見解とその方法論的基礎を示すことによって、フランスにおける法科学の成立というより広い文脈の上でジェニーの法理論を今後再検討していく理論的可能性が示唆される。

(論文審査の結果の要旨)

19世紀末から20世紀初頭に活躍したフランスの法学者フランソワ・ジェニーは、同じく科学学派に属するレイモン・サレイユとともに自由法運動の先駆者とされるのが一般的であり、また彼の法理論は、一見したところ実証主義と自然法論の両面を持っていることから、全体を統合的に理解することは容易ではない。本論文は、ジェニーが説く「科学的自由探求」の方法論の科学性に主たる照準を合わせ、隣接諸科学の知見も参照しつつ、その思想的基礎にも立ち返ることによって、彼の法理論を法学方法論の文脈において統一的に捉えるとともに、その現代的意義について検討するものである。

本論文は、注釈学派やサレイユの制定法中心主義を批判するジェニーが法源の一つに加える科学的自由探求について、科学性の観点と自然法論との関連の両面からこれを丹念に分析することにより、それが社会的な生活関係の客観的諸事実の探究という方法での自然法の認識による実定法の内容を補足する過程であることを明らかにし、このことを通じて、ジェニーの法理論の実証主義的側面と自然法論的側面が彼のいう「科学的」な方法を媒介にして統合的に関連し合っていることを示すのに成功している。

さらに本論文は、ジェニーが属する科学学派の法理論の背景にある様々な認識論上の諸立場に遡って分析を加えることにより、ジェニーの法理論が自然法論的側面を有するのは、彼がアンリ・ベルクソンの認識論についての独自の解釈に依拠しつつトマス主義の認識二元論の立場をとっているからであることを明らかにしている。これに対し、サレイユは、ジェニーと同じく科学学派に属するとされながらも、エピステモロジと称するエミール・デュルケムらを祖とする社会学の新たな方法論に立脚するものとされており、このように両者の見解の違いを思想的基礎から解明したことは、本論文の重要な学術的功績であると言える。

もっとも、本論文は、ジェニーの法理論への現代的評価の動向を完全には捉えきれない上に、今日のフランスにおける法科学の復権の動向の中にジェニーの法理論を位置づける作業も十分に果たせておらず、これら二点は今後の課題として残されたままとなっている。しかし、このことは、ジェニーの法理論を科学性の観点からフランスの法科学の生成・発展過程の中で統一的に捉えることを目指す本論文の価値を些かも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成31年1月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

